

令和6年度から勤務を開始する県養成医の配置について（ご報告）

1. 長崎県病院企業団の勤務医師数の状況

（単位：人）

圏域名	(A) R5年度 配置数	転出			転入			(B) R6年度 配置数	(B) - (A) 増減数
		退職・ 異動等	研修等	計	公募採用・ 異動等	勤務開始 養成医	計		
五島	38	内科4、小児1 外科2、整形1 産婦2	—	10	内科2、小児2 外科1、産婦2 耳鼻1	内科1、外科1 整形1	11	39	+1
上五島	30	内科6、小児1 外科1、産婦1 眼科1	整形1	11	内科4、小児1 整形1、眼科1	内科2、外科1	10	29	-1
壱岐	19	—	—	0	—	内科2	2	21	+2
対馬	44	内科2、精神1 小児2、外科2 産婦1、麻酔1	内科3、小児1 外科1、産婦1	15	内科4、小児2 外科1、整形1 産婦1、放射1 麻酔1	内科2、外科1 精神1、耳鼻1	16	45	+1
県南	28	内科1、外科1 整形1	—	3	内科1、脳外3 麻酔1、救急1	内科2、整形1	9	34	+6

\* 週30時間未満の会計年度任用職員を含む。

\* 初期臨床研修後に基幹施設研修等を実施していた養成医2名（精神科、耳鼻咽喉科）が勤務開始。

## 2. 医師少数スポット支援に伴う医師派遣状況

平戸市民病院：内科1人

## 3. 第二期医師確保計画期間（R6～R8）における県養成医の配置先等について

- 前計画期間中（R2～R5）は、離島医療圏の医師充足を図る方針としていたことから、基本的に県養成医を長崎県病院企業団の離島の病院等へ配置することとしておりました。
- 第二期計画期間は、これまでの離島への配置とあわせて、県南医療圏の医師の確保を図るとともに、医師少数スポット（平戸市）への支援を検討する方針としていることから、これらの地域の基幹病院等へ県養成医を配置することとしております。
- 県養成医の診療科および具体的な派遣先につきましては、厚生労働省が示している「地域医療対策協議会運営指針」において、「地域医療対策協議会において、都道府県内の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議することとする。」とされていることから、基本的には、長崎県保健医療対策協議会長（以下、会長）と協議の上、委員の皆さまに意見照会をさせて頂き、ご意見を頂戴することとしたいと考えております。
- ただし、医師確保計画に沿わない派遣の必要性が生じた場合等につきましては、会長と協議の上、協議会を開催することとします。